

知っていますか？

クーリング・オフ制度

クーリング・オフは、特定の取引において、一定期間内であれば、消費者から無条件で申し込みの撤回や契約解除できる制度です

クーリング・オフの対象となる主な取引

訪問販売

キャッチセールス等含む

電話勧誘販売

内職商法、 モニター商法等

エステ、語学教室、家庭教師、
学習塾、パソコン教室、
結婚相手紹介サービス、
美容医療の一部

訪問購入(訪問買取)

マルチ商法、 ネットワークビジネス

要注意！

クーリング・オフの対象にならない 主な取引

- 通信販売（返品・解約は広告等の「返品特約」に従うことになります）
- 店舗での購入
- 開封・使用した健康食品、化粧品、履物など
- 個人による不動産の売却
- クーリング・オフ期間が過ぎた取引　ほか

クーリング・オフの対象になるかどうか、クーリング・オフのやり方など、困ったときは… **消費者ホットライン ☎ 188** に相談しましょう！

